

山梨労働局発表  
平成30年4月27日

## 職場における熱中症の予防対策の徹底について ～これまでの発生状況と平成30年の取組～

山梨労働局（局長 木幡 繁嗣）では、このほど、平成29年の「山梨県内における熱中症による労働災害発生状況」をまとめた。

### 平成29年の職場における熱中症による労働災害発生状況

山梨県内の平成29年の職場での熱中症による被災労働者は32人で、前年（平成28年）の28人から4人増加した。このうち、休業4日以上は4人で、前年より3人増加した。

業種別では、建設業が最も多く13人、次いで運送業が6人、商業、製造業、ゴルフ業が各2人等となった。

### 過去10年間（平成20年以降）の熱中症による労働災害発生状況

平成22年以降は一旦減少していたものの、平成25年に大幅に増加に転じ、以後は4年連続して30人弱の高い水準で推移し、平成29年は最も多い32人となった。

業種別では、建設業が最も多く全体の半数を占めており、次いで製造業で約2割となっている。また、屋内・屋外別では、屋外作業において多く発生しているが、製造業、商業、飲食業等の屋内作業でも3割程度発生している。

さらに、月別では、7月と8月を中心に発生しているが、暑さが本格化する前の5月、6月のいわゆる「初夏」にも1割以上発生しているほか、9月の「残暑」においても発生している。

（別添 資料 1 参照）

以上の状況を踏まえ、山梨労働局では、平成30年の職場における熱中症予防対策については、昨年に引き続き、関係行政機関、労働災害防止団体等と連携し、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開するほか、熱中症が多発した建設業等を重点業種とし、併せて屋内作業や臨時的に屋外業務に従事する作業でも熱中症が発生していることから、全ての事業場において熱中症予防対策に取り組むよう、本日以降、関係団体（災害防止団体、事業者団体等の17団体）に要請を行う予定である。

さらに、山梨労働局及び管下の労働基準監督署では、各種会合等の場において早期に熱中症予防対策を行うよう関係事業場等に広く呼びかけることとしている。

## 別添資料

- 資料 1 山梨県内における熱中症による労働災害発生状況  
(熱中症の発生一覧、熱中症による労働災害発生状況グラフ一覧)
- 資料 2 職場での熱中症による死亡災害及び労働災害の発生状況(全国)
- 資料 3 リーフレット(熱中症を予防しましょう!)山梨局版

## 山梨県内における職場での熱中症による労働災害発生状況

## 1 平成29年の職場における熱中症による労働災害発生状況

山梨県内の平成29年の職場での熱中症による被災労働者は32人で、前年（平成28年）の28人より4人増加した。このうち、休業4日以上の被災労働者は4人で、前年より3人増加した。

業種別にみると、建設業が13人、運送業が6人、商業が4人、製造業、ゴルフ業及び飲食業が各2人等となっている。

## 2 過去10年間（平成22年以降）の熱中症による労働災害発生状況

平成22年以降は、記録的猛暑であった平成22年をピークに減少していたが、平成25年に大幅に増加し、以後、4年連続して30人弱で推移していたが、平成29年は22年を上回る32人となった。

業種別では、建設業が最も多く全体の半数を占めており、次いで製造業で約2割が発生している。

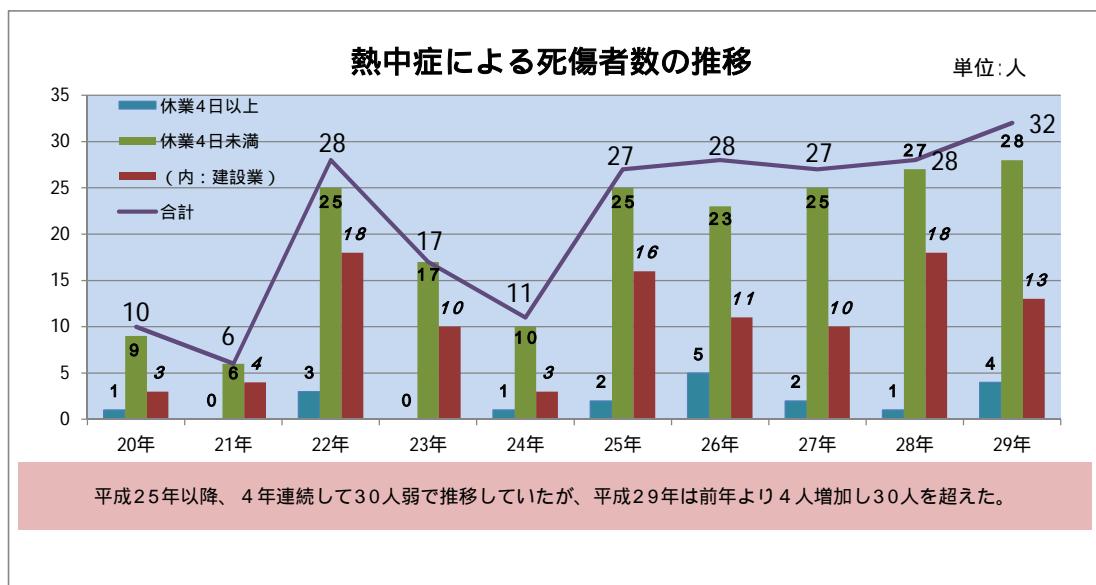
屋内・屋外別では、屋外作業において多く発生しているが、製造業、商業、飲食業等の屋内作業でも約3割程度発生している。

月別発生状況では、7月と8月を中心に発生しているが、5月及び6月で1割以上が発生しているほか、9月においても発生している。

(単位：人)

年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	計 (年平均)
被災労働者数	10	6	28	17	11	27	28	27	28	32	214 (21.4)
休業4日以上	1 [1]	0	3 [1]	0	1	2	5	2	1	4	19 (1.9)
休業4日未満	9	6	25	17	10	25	23	25	27	28	195 (19.5)
うち建設業	3 [1]	4	18	10	3	16	11	10	18	13	106 (10.6)

【 】内は死亡者数で内数



3 平成29年の熱中症による労働災害等一覧 … (別表)

4 平成20年から29年における熱中症の発生状況グラフ … (別図)

平成29年 山梨県内における熱中症の発生一覧

別表

	発生日	発生時間	気温 (WBGT値)	業種	場所・ 作業内容等	年齢	性別	発生概要	署別
1	平成29年4月2日	8:25	22.0	接客娯楽業 (調理師)	屋内 (調理)	50歳台	男	仕事中にふらつき鼻出血、吐き気もあり、病院へ救急搬送されたもの。	都留
2	平成29年4月7日	13:10	19.1 (17.7 - 注意)	林業	屋外 (立木の枝払い 等)	20歳台	男	住居裏山の広葉樹の枝払い・集積作業中、作業場所に倒れているところを他の作業員が発見し、病院に救急搬送されたもの。	諏沢
3	平成29年5月25日	12:00	19.1 (24.8 - 注意)	製造業 (食料品)	屋内 (製品の検査)	20歳台	男	工場の充填室において缶製品の検査(ライン業務)中に頭痛を訴え、呼吸困難により倒れ、救急車により病院に搬送されたもの。	甲府
4	平成29年6月18日	18:00	22.4 (19 - 注意)	商業	屋内 (自動車整備作 業)	40歳台	男	サービス工場内でガソリン車のガソリタンクから燃料を吸い上げるポンプのフィルターの交換作業中、気分が悪くなり病院に救急搬送されたもの。	甲府
5	平成29年6月23日	12:30	28.8 (23 - 注意)	保健衛生業 (社会福祉施 設)	屋外 (園外活動)	20歳台	女	午前中、園児との散歩が終了したところで気分が悪くなり全身のしびれがあったため早退したが、自宅で嘔吐し、汗が急に止まったため、自分で救急車を呼び、病院に搬送されたもの。この日の午後に健康診断が予定されていたため、水分補給を制限していた。	甲府
6	平成29年7月3日	11:50	35.0 (26 - 警戒)	自動車運送 業	屋外 (配達業務)	30歳台	男	配達業務中、午前11時頃、手足の痺れを感じたが、そのまま業務を続行したところ、11時50分頃に意識が朦朧としてきたため、停車して休憩していたが、症状が回復しなかったため、救急車を呼び、病院に搬送されたもの。	都留
7	平成29年7月3日	14:20	32.0 (26 - 警戒)	ゴルフ業	屋外 (キャディ業務)	60歳台	女	午前8時40分から屋外でのキャディ業務に従事し、ラウンド後の午後2時過ぎに片付けを行っていた際、手足に痺れを感じマッサージを施したが症状が改善しなかったため病院に救急搬送されたもの。	都留
8	平成29年7月3日	16:30	31.6 (27 - 警戒)	通信業	屋外 (郵便物配達作 業)	20歳台	男	郵便物を配達作業中、ひどい頭痛と手足の痺れがでたため、少し体を休めようと座り込んだがその場に倒れ、救急車で病院に搬送されたもの。	甲府
9	平成29年7月5日	11:40	31.6 (23 - 注意)	建設業	屋内 (ダクト吊り込み 作業)	20歳台	男	工事現場内の事務所棟1階でダクト吊り込み作業を行っていたが、午前11時40分頃に本人の顔色が悪いことに職長が気づいた。その後、昼食・休憩をとったが体調が回復しないため、現場詰所で引き続き休憩をとっていたが、午後1時30分頃、大事をとって病院へ搬送したものの。	都留
10	平成29年7月8日	15:00	31.1 (27 - 警戒)	商業	屋内 (軽食の調理販 売)	30歳台	女	野外売店で調理・販売をしていたところ、徐々に体調が悪くなったが、終業時刻の17時まで勤務し社員寮で休んでいたところ、激しい頭痛と吐き気が生じたため、同僚により病院に搬送されたもの。	甲府
11	平成29年7月10日	9:50	29.5 (25 - 警戒)	建設業	屋内 (資材整理作業)	60歳台	男	社内の資材部作業場内において、作業を開始してからしばらく経過した後、体調不良の様子に気づいた同僚作業者が休憩所で休むように指示し、本人は休憩所で安静にしていたが、頭痛、吐き気がして倒れたため、同僚により病院に搬送されたもの。	甲府
12	平成29年7月12日	18:50	28.0 (不明)	道路貨物運 送業	屋外 (荷卸し作業)	30歳台	男	ホームにおいて作業中、午前中は異常なかったが、15時頃めまいを感じて立っていられなくなり、横になって休んだところ意識を失い救急搬送されたもの。	都留
13	平成29年7月13日	12:30	31.0 (27 - 警戒)	商業	屋内 (部品搬出作業)	50歳台	男	午前中、倉庫内において、休憩や水分補給をせずに自動車部品の搬出作業を行っていた。昼休憩で、倉庫内で昼食を摂っていたところ、徐々に気分が悪くなり倒れ、救急車により病院へ搬送されたもの。	甲府
14	平成29年7月17日	11:55	29.3 (25 - 警戒)	建設業	屋外 (石積み作業)	60歳台	男	屋外の工事現場内で石積み作業中、頭痛、めまいを起こしたため、自ら病院に受診したもの。	甲府

15	平成29年7月20日	17:20	30.1 (27 - 警戒)	建設業	屋内 (石綿除去作業)	20歳台	男	全身を覆うタイプの化学防護服、呼吸要保護具を着用し、煙突部の石綿除去作業を行っていたところ、作業終了近くになり、手足がつるなどの症状が出ていたが無理して作業を続けたところ体が思うように動かなくなり、同僚により病院に搬送されたもの。	甲府
16	平成29年7月20日	16:00	31.3 (25 - 警戒)	建設業	屋外 (警備作業)	30歳台	男	建設現場において、列車見張員として架空線監視・警備業務に従事していたが、16時頃にめまいや頭痛等の症状が現れたため、現場責任者により病院に搬送されたもの。	甲府
17	平成29年7月21日	11:30	31.1 (25 - 警戒)	建設業	屋内 (資材運搬作業)	10歳台	男	事業場敷地内の資材置き場で資材の運搬を行っていたところ、具合が悪くなりしゃがみ込んでしまったので、事務所で休ませたが、痙攣を起こしたため、救急車により病院に搬送されたもの。	甲府
18	平成29年7月27日	11:00	29.7 (25 - 警戒)	卸売業	屋内 (精米作業)	40歳台	男	工場内で精米作業を行っていた際、手の震え等の異変が起きたことから、同僚により病院に搬送されたもの。	甲府
19	平成29年7月27日	10:30	23.6 (22 - 注意)	ゴルフ場	屋外 (草刈り作業)	70歳台	女	ゴルフ場内において午前8時からグリーンで草刈り作業を始め、10時に休憩所で休憩していたところ、急に気分が悪くなったため、救急車で病院に搬送されたもの。	都留
20	平成29年8月1日	11:00	29.9 (27 - 厳重警戒)	建設業	屋外 (鉄筋挿入作業)	20歳台	男	法面において鉄筋挿入工の注入剤の練混作業を人力で行い、その後、鉄筋挿入の削孔作業に従事中に頭痛とめまいがしたため、午後は休憩し、14時過ぎに病院に受診したもの。	鯉沢
21	平成29年8月9日	15:00	30.0 (30 - 危険)	建設業	屋外 (コンクリート打設作業)	30歳台	男	トンネル工事において小段排水溝のコンクリート打設を行っていたところ、気分が悪くなり、その場で水分補給をし、エアコンの効いた休憩所で休んだが、頭痛が治まらず病院に受診したもの。	鯉沢
22	平成29年8月9日	14:00	36.4 (29 - 厳重警戒)	建設業	屋外 (足場解体作業)	40歳台	男	屋外において8時から足場の解体作業に従事していたところ、13時30頃、めまいや物が見えづらくなる症状がでたので、木陰で水分補給をしながら横になっていたが症状が悪化し、嘔吐して立ち上がれなくなったため、救急車により病院に搬送されたもの。	甲府
23	平成29年8月10日	9:50	26 (22~24 - 注意)	道路貨物運送業	屋外 (配達作業)	20歳台	男	普段あまり行わない荷物の積み込み作業を手伝った後、配達に向かったところ、手に痺れを感じ、配達先で目が回ってしゃがみ込んでしまったところを同業者に発見され、救急車により病院に搬送されたもの。	甲府
24	平成29年8月12日	12:30	31.6 (27 - 警戒)	接客娯楽業 (調理師)	屋内 (調理)	50歳台	男	調理場において調理作業中、意識を失い転倒したため、救急車により病院に救急搬送されたもの。	甲府
25	平成29年8月19日	10:00	28.9 (25 - 警戒)	建設業	屋内 (資材整理作業)	60歳台	男	社内の資材部作業場内において、作業を開始してからしばらく経過した後、後頭部痛、めまいなどの症状が現れたため、水分を補給しながら作業を続けていたが、嘔吐し、立ち上がれなくなったことに同僚が気づき、救急車で病院に搬送されたもの。	甲府
26	平成29年8月25日	12:00	34.3 (30 - 厳重警戒)	道路貨物運送業	屋外 (荷の積み込み作業)	50歳台	男	荷受先の倉庫において荷の積み込み作業中、3/4程度の積み込みが終わったところで手に力が入らなくなったため、頭から水をかぶり作業を続けたが、症状が変わらなかったため、エアコンを効かせた車内で10分ほど休んだが、次第に吐きけがし始め、手が硬直し、車外で嘔吐。足も硬直し始めたため救急車により病院に搬送されたもの。	甲府
27	平成29年8月29日	17:00	31.7 (28 - 厳重警戒)	建設業	屋外 (擁壁工作業)	30歳台	男	屋外での擁壁工の一日の作業を終えて帰社しようとしていた時、急に手足が痺れ、痙攣する症状が現れたため、病院に搬送、入院となったもの。	甲府
28	平成29年9月1日	10:00	29.6 (28 - 厳重警戒)	建設業	屋外 (排水溝清掃作業)	20歳台	男	排水溝に詰まった土砂をスコップですくい上げる作業を行っていたところ、午前10時の休憩開始後まもなく頭痛及び吐き気の症状が出現し、救急搬送されたもの。	都留

(注) 気温(参考)については、発生箇所地域(時間)における気象庁の統計情報による(室温を除く)。

WBGT値(暑さ指数)は、日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」による指数で、警戒等の分類は日常生活上での基準であり、労働の場ではさらに大きく変わる。

平成29年 山梨県内における熱中症の発生一覧(休業4日以上)

	発生日	発生時間	気温 (WBGT値)	業種	場 所・ 作業内容等	年齢	性別	発生概要	署別
1	平成29年7月12日	13:00	34.5 (29 - 嚴重警戒)	自動車運送業	屋外 (交通事故現場検証中)	60歳台	男	大型トラックで本社に戻る途中、信号機に衝突する事故を起こし、警察の現場検証中に気分が悪くなり、その後立ち寄ったコンビニのトイレで倒れ、救急車で搬送されたもの。	甲府
2	平成29年7月12日	15:00	33.4 (28 - 嚴重警戒)	建設業	屋外 (外壁貼り作業)	40歳台	男	住宅新築工事現場において、外壁を貼る作業をしていたところ、強い吐き気がして作業できなくなったため、終業まで日陰で休み、翌日も自宅で静養していたが症状が改善されなかったため、翌々日に病院に受診し、入院となったもの。	甲府
3	平成29年8月23日	18:50	26.9 (25 - 警戒)	道路貨物運送業	屋外 (配送作業)	60歳台	男	午前8時30分から1時間ほど荷物を積み込み、配送作業を開始したが、14時頃から体にだるさを感じ始め、18時50分に嘔吐し、しばらくその場で休んだが回復しないため、救急車により病院に搬送されたもの。	甲府
4	平成29年8月25日	14:30	33.9 (不明)	製造業 (電子機器)	屋外 (イベント準備)	20歳台	男	イベント(納涼祭)の準備のため、午前10時から屋外でテントの設営等を行っていたところ、14時30頃、頭痛、嘔吐、震えが発症したため自宅に送り届けた。その後、家族により病院に搬送された。	都留

(注) 気温(参考)については、発生箇所地域(時間)における気象庁の統計情報による。

WBGT値(暑さ指数)は、日本生気象学会「日常における熱中症予防指針」による指数で、警戒等の分類は日常生活上での基準であり、労働の場ではさらに大きくなると思われる。

山梨県内における熱中症による死亡災害一覧(過去10年間)

	発生日	発生時間	業種	場 所 工事種類等	年齢	性別	発生概要	署別
1	平成20年7月24日	13:30	建設業	土木工事	56	男	道路の新設工事現場で朝から草刈り作業に従事し、昼休憩後に作業を再開しようとしたが体調不良と見られたため、現場代理人が病院に搬送したところ、心肺停止となった。その後蘇生したが容体は回復せず、翌日早朝に熱中症により死亡した。	甲府
2	平成22年7月16日	12:25	製造業 (クリーニング業)	工場内	31	男	被災者は、工場2階の作業場において、回収した洗濯物を1階の洗濯機に供給するための装置(投入機)に、洗濯物を投入する作業に1人で従事していた。午後0時25分頃、上司が当該投入機前面の床に仰向けで倒れている被災者を発見し、病院へ搬送して手当てを受けていたが、2日後に熱中症による多臓器不全により死亡した。	都留

1



2

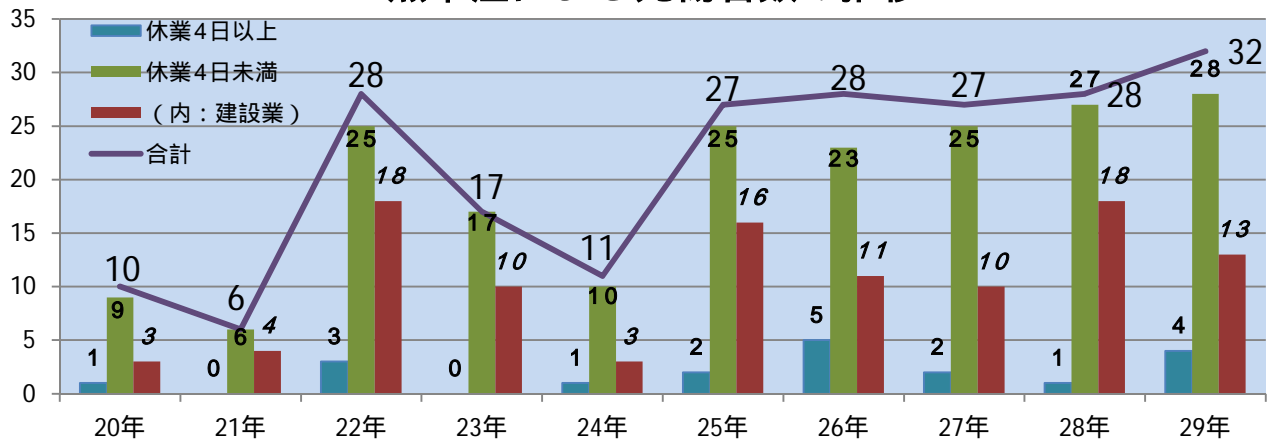


# 平成20～29年 熱中症による労働災害発生状況グラフ一覧

(山梨労働局管内)

## 熱中症による死傷者数の推移

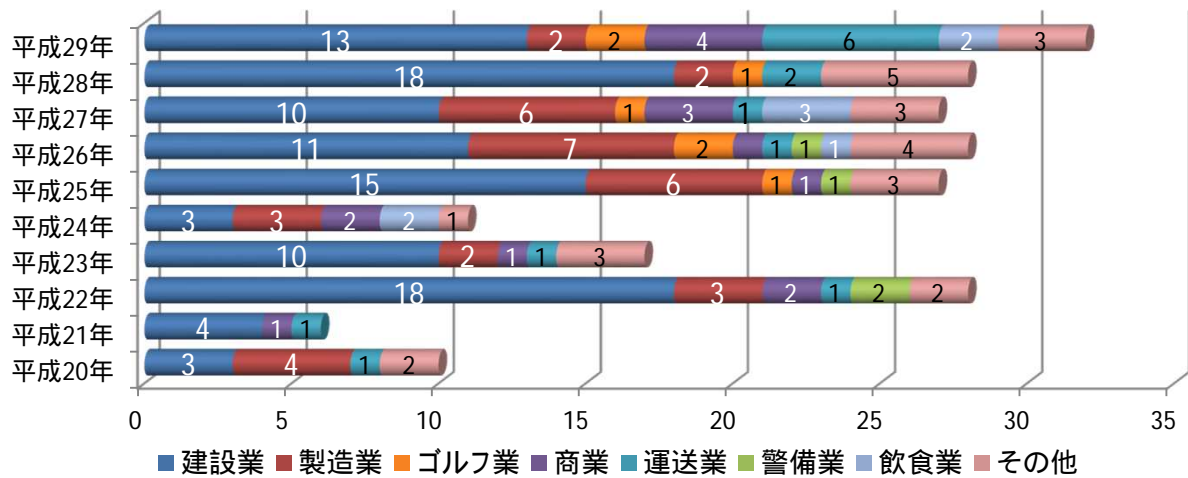
単位:人



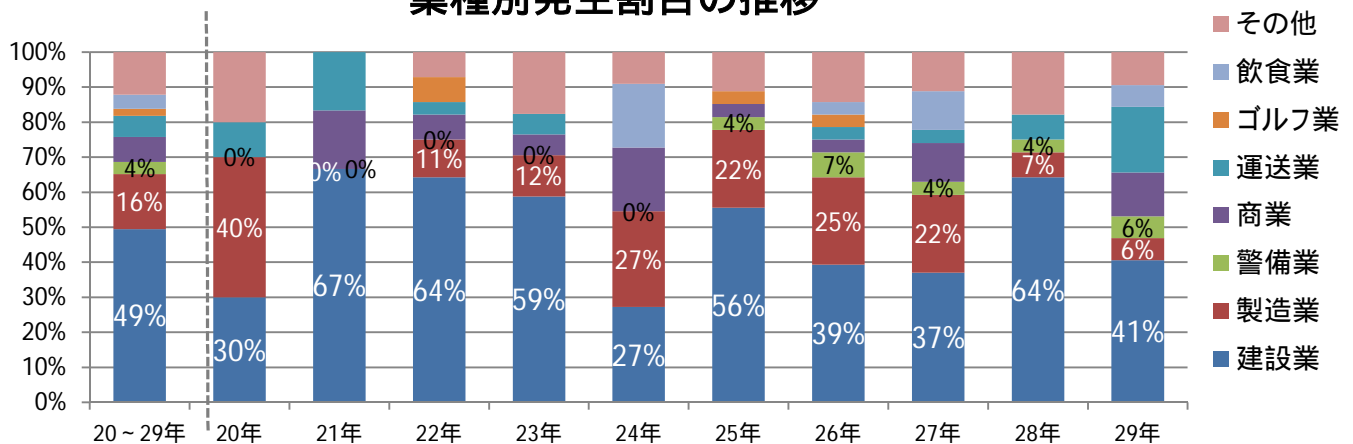
平成25年以降、4年連続して30人弱で推移していたが、平成29年は前年より4人増加し30人を超えた。

## 業種別発生の推移

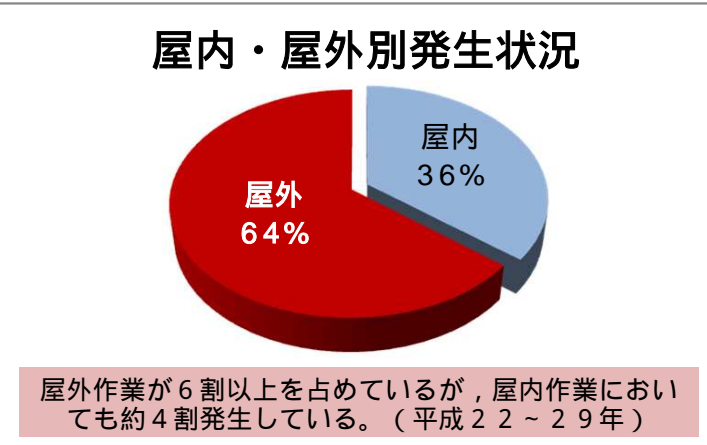
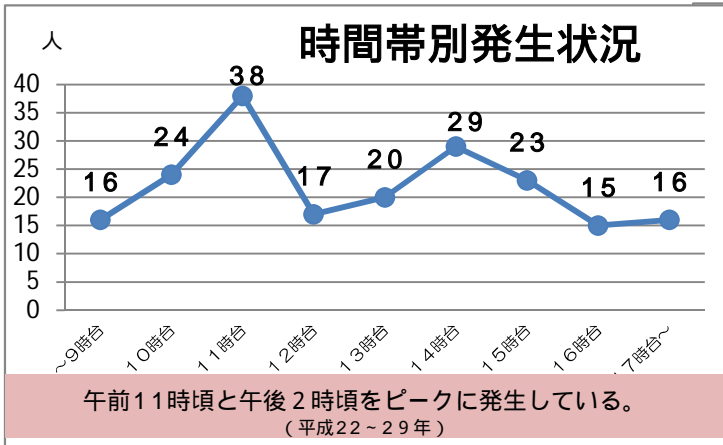
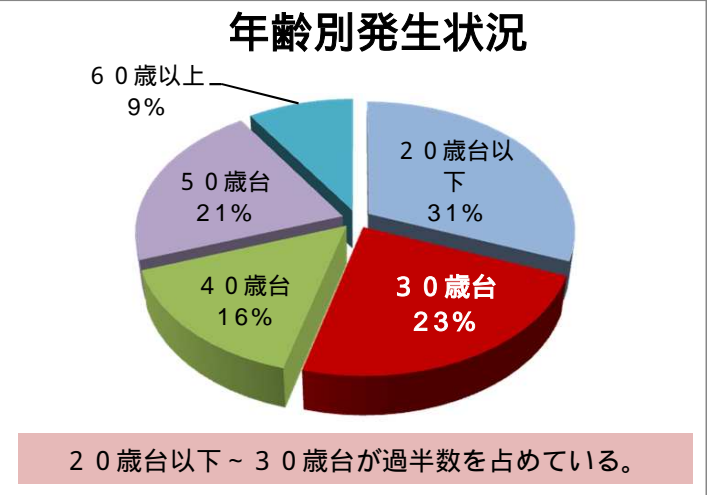
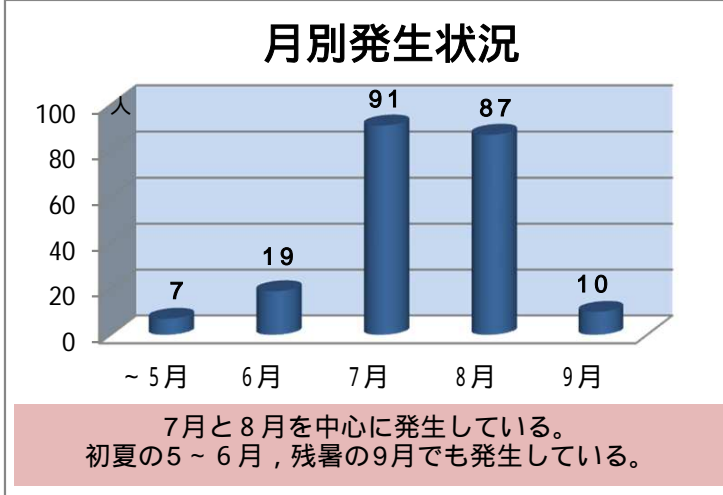
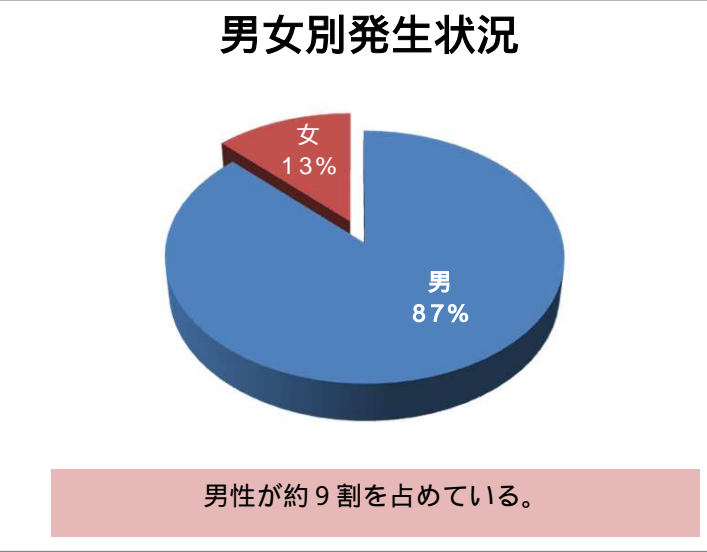
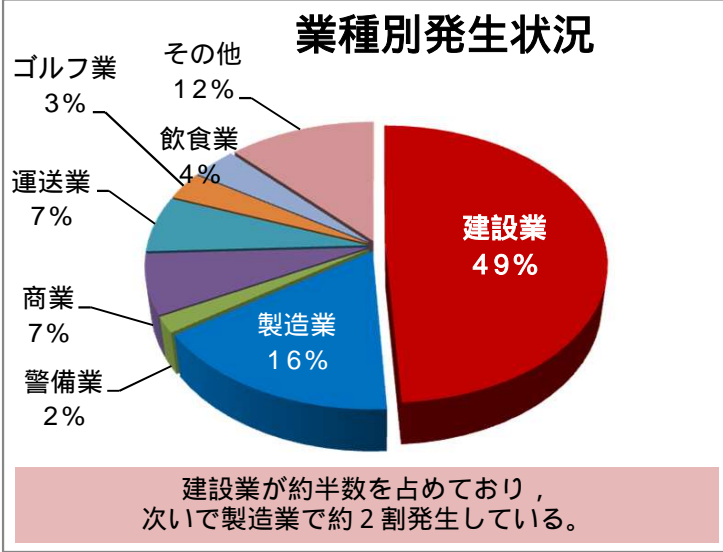
単位:人



## 業種別発生割合の推移



熱中症による労働災害発生状況グラフ一覧(平成20～29年 山梨県内)





職場における熱中症による死傷災害の発生状況（全国）  
（平成 30 年 1 月末時点速報値）

1 熱中症による死傷者数の推移（平成 20～29 年分）

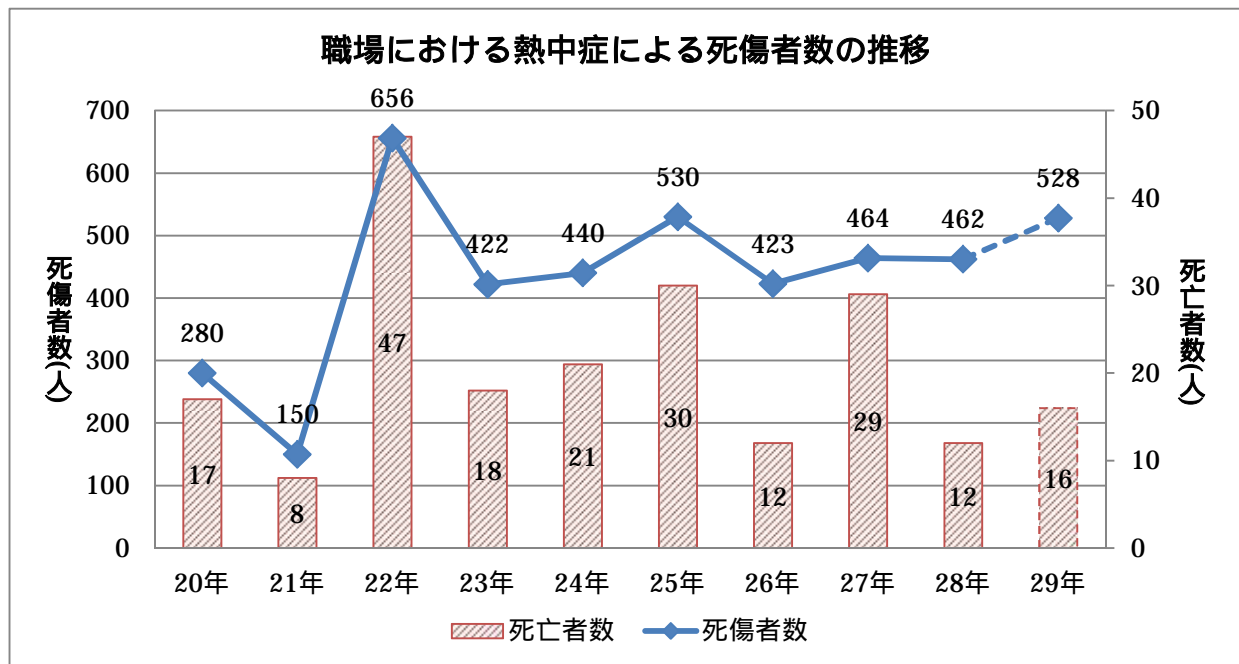
過去 10 年間（平成 20～29 年）の職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上  
の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）をみると、平成 22 年に  
656 人と最多であり、その後も 400～500 人台で推移している。

平成 29 年の死傷者数は 528 名、死亡者数は 16 名となっており、平成 28 年と比  
較して、死傷者数は 1 割程度、死亡者数は 3 割程度いずれも増加している。

職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 20～29 年）（人）

20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
280	150	656	422	440	530	423	464	462	528
(17)	(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(16)

( ) 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数



平成 29 年の数は、平成 30 年 1 月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。

## 2 業種別発生状況（平成 25～29 年）

過去 5 年間（平成 25～29 年）の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の 5 割弱がこれらの業種で発生している。

平成 29 年は、死亡災害の半数が建設業において発生しており、次いで、農業、警備業において多く発生している。

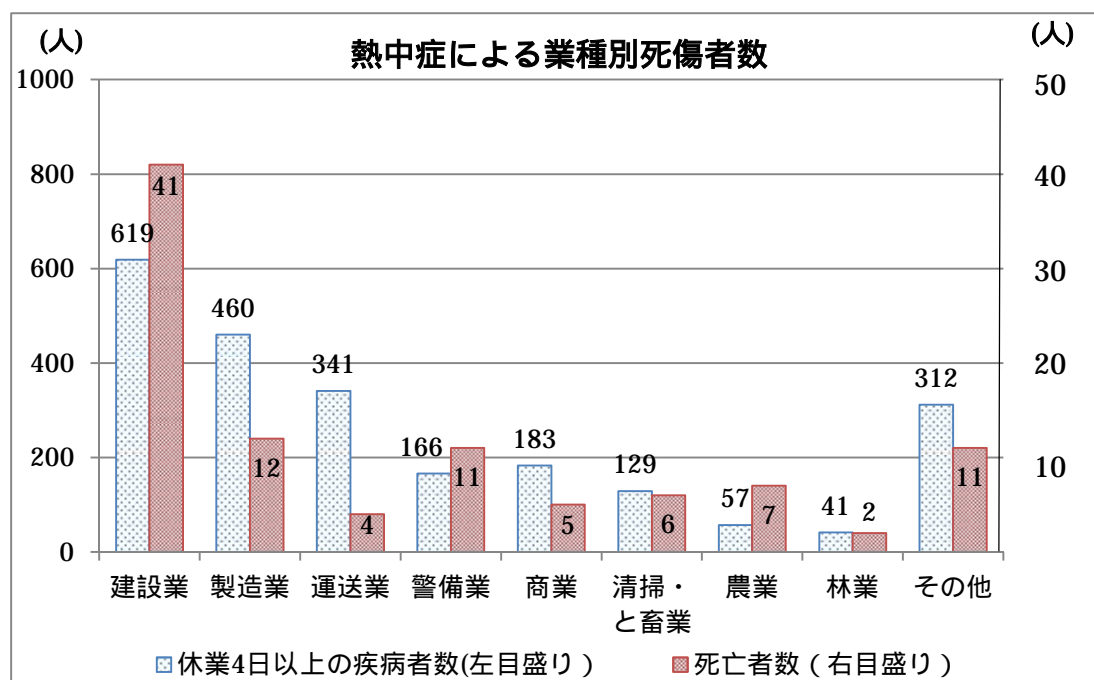
熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 25～29 年）

（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
平成 25 年	151 (9)	96 (7)	68 (1)	53 (2)	31 (3)	28 (2)	8 (1)	8 (1)	87 (4)	530 (30)
平成 26 年	144 (6)	84 (1)	56 (2)	20 (0)	28 (0)	16 (0)	13 (1)	7 (0)	55 (2)	423 (12)
平成 27 年	113 (11)	85 (4)	62 (1)	40 (7)	50 (0)	23 (2)	13 (1)	8 (0)	70 (3)	464 (29)
平成 28 年	113 (7)	97 (0)	67 (0)	29 (0)	39 (1)	37 (1)	11 (1)	13 (1)	56 (1)	462 (12)
平成 29 年 (速報値)	139 (8)	110 (0)	92 (0)	35 (2)	40 (1)	31 (1)	19 (3)	7 (0)	55 (1)	528 (16)
計	660 (41)	472 (12)	345 (4)	177 (11)	188 (5)	135 (6)	64 (7)	43 (2)	323 (11)	2,407 (99)

（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

平成 29 年の数は、平成 30 年 1 月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。



### 3 月・時間帯別発生状況

#### (1) 月別発生状況(平成25~29年)

平成25年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の9割弱が7月及び8月に発生している。

平成29年の死亡災害は7月及び8月にのみ発生し、7月は10名、8月は6名が死亡している。

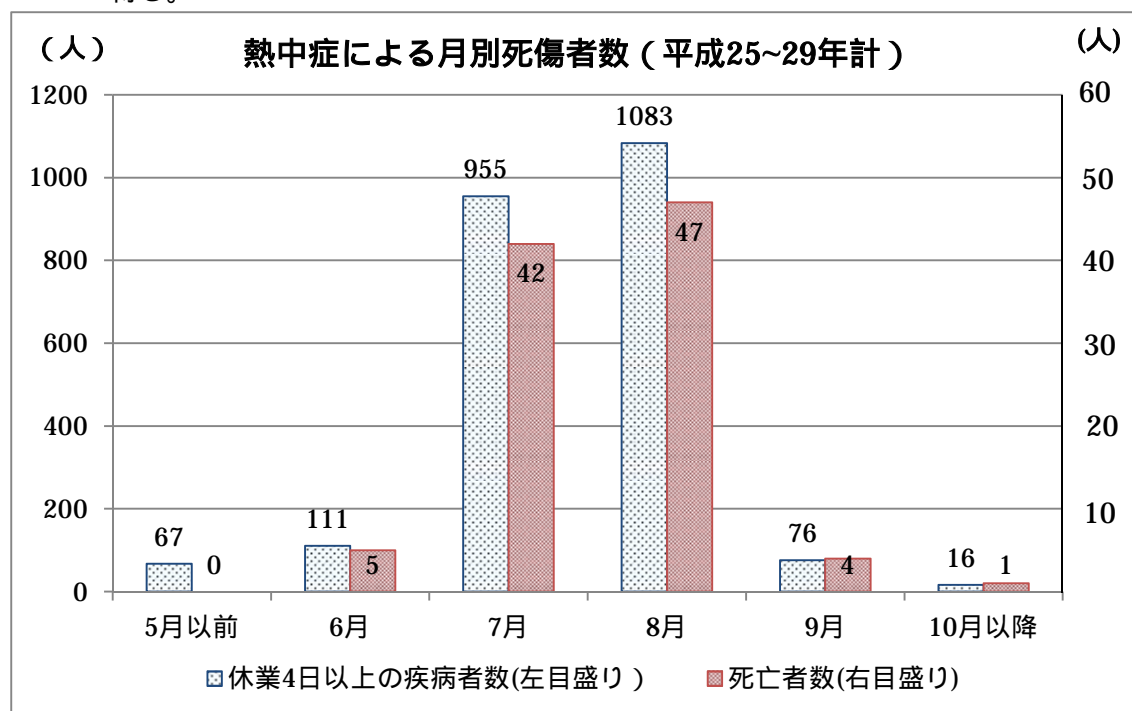
熱中症による死傷者数の月別の状況(平成25~29年) (人)

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
平成25年	16 (0)	15 (1)	185 (14)	295 (14)	12 (0)	7 (1)	530 (30)
平成26年	6 (0)	32 (0)	182 (6)	191 (5)	8 (1)	4 (0)	423 (12)
平成27年	15 (0)	19 (2)	212 (10)	210 (16)	7 (1)	1 (0)	464 (29)
平成28年	12 (0)	26 (2)	162 (2)	219 (6)	39 (2)	4 (0)	462 (12)
平成29年 (速報値)	18 (0)	24 (0)	256 (10)	215 (6)	14 (0)	1 (0)	528 (16)
計	67 (0)	116 (5)	997 (42)	1,130 (47)	80 (4)	17 (1)	2,407 (99)

5月以前は1月から5月まで、10月以降は10月から12月までを指す。

( )内の数値は死亡者数で内数である。

平成29年の数は、平成30年1月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。



(2) 時間帯別発生状況(平成25~29年)

平成25年以降の時間帯別の死傷者数をみると、11時台及び14~16時台に多く発生している。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見される。

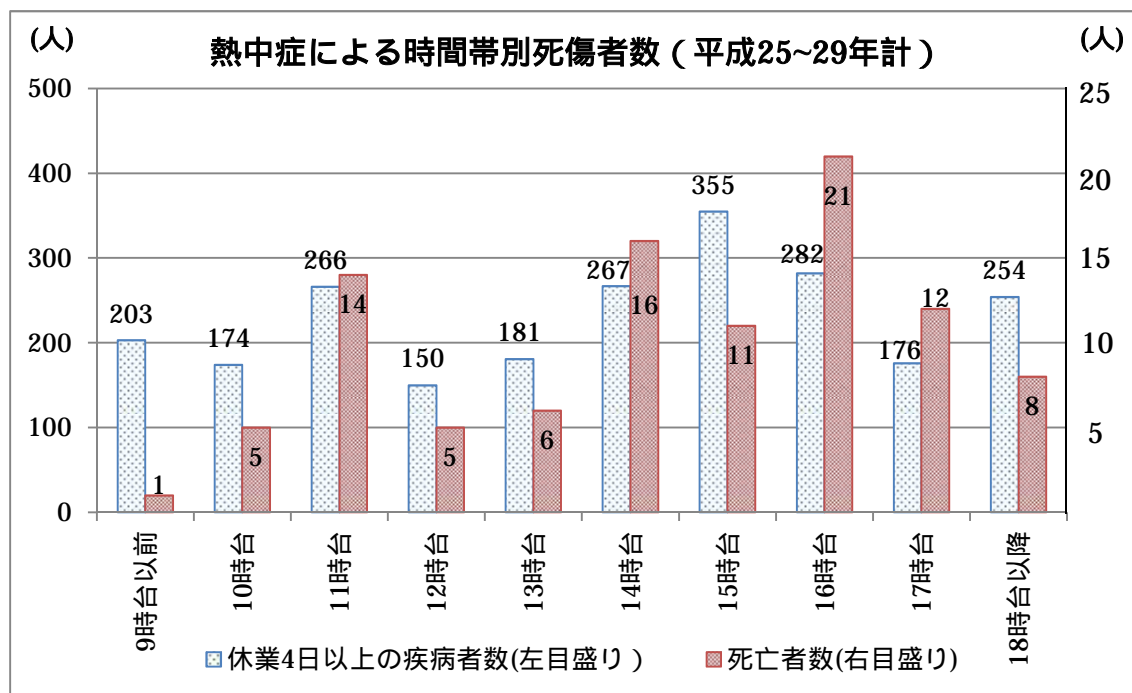
熱中症による死傷者数の時間帯別の状況(平成25~29年) (人)

	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以降	計
平成25年	40 (0)	40 (2)	55 (2)	25 (1)	29 (1)	68 (6)	78 (3)	88 (6)	49 (6)	58 (3)	530 (30)
平成26年	24 (0)	39 (0)	46 (2)	43 (1)	32 (1)	47 (2)	69 (1)	48 (3)	31 (0)	44 (2)	423 (12)
平成27年	45 (0)	23 (1)	61 (3)	34 (2)	41 (3)	59 (6)	66 (3)	53 (5)	37 (4)	45 (2)	464 (29)
平成28年	50 (1)	35 (0)	52 (2)	21 (0)	34 (1)	56 (1)	75 (2)	47 (3)	39 (1)	53 (1)	462 (12)
平成29年 (速報値)	45 (0)	42 (2)	66 (5)	32 (1)	51 (0)	53 (1)	78 (2)	67 (4)	32 (1)	62 (0)	528 (16)
計	204 (1)	179 (5)	280 (14)	155 (5)	187 (6)	283 (16)	366 (11)	303 (21)	188 (12)	262 (8)	2,407 (99)

9時台以前は0時台から9時台まで、18時台以降は18時台から23時台までを指す。

( )内の数値は死亡者数で内数である。

平成29年の数は、平成30年1月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。



4 平成 29 年の熱中症による死亡災害の事例（速報<sup>（注1）</sup>）

番号	月	業種	年代	事案の概要
1	7	農業	50 歳代	被災者は災害発生当日午前 9 時から施設の草刈り等の作業を行っていたが、昼以降体調が悪くなり、早退した。帰宅後、体調不良のところを家族に発見され、病院に搬送された。入院後は回復の兆しをみせていたが、4 日後に体調が急変し、災害発生から 6 日後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 25.7（注2）。
2	7	その他の土木工事業	30 歳代	被災者は災害発生当日午前 8 時から、伐採された木等の運搬作業を、気温 30 を超える屋外において行った。適宜休憩をとっていたが、作業終了後の午後 4 時頃に被災者が倒れているところを発見された。日陰で安静にさせたが、嘔吐と痙攣を起こしたため、救急車で病院に搬送された。その後、死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 30.7（注2）。
3	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	40 歳代	被災者は災害発生当日、現場敷地内にて不要となった電柱 2 本を抜いて持ち帰る作業を午前 10 時から行っていた。午後 2 時前に作業が終了し、事業主が電柱を運搬車に乗せ、先に現場を出た。その後、被災者が建柱車で現場を出たところ、当該現場付近公道の溝に建柱車の左後輪を脱輪した。被災者は脱輪復旧を試みたが復旧できず、運転席にてぐったりしているところを発見された。病院に搬送後死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 32.1（注2）。
4	7	農業	40 歳代	被災者は災害発生当日午前 7 時 30 分頃から、みかん畑において除草剤の散布作業やみかんの木にかかったつたの刈り取り作業を行っていたところ、午前 10 時頃に体調が悪くなったため、日陰でしばらく座って休んだ。その後、被災者は、午前 11 時頃通勤用の自動車を駐車している場所に移動し、自動車に乗り込んだが、そのまま意識を失い、病院に救急搬送されるも、死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 32.0（注2）。

5	7	業 その 他の 建築 工事	20 歳 代	被災者は災害発生当日、酒蔵の屋根で、金属製力バーを運搬する作業を行っていた。作業終了後屋根上で単線回収作業を行い、その後行方不明となった。他の作業員が搜索したところ、屋根上で意識不明の状態で見つされた。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.3（注2）。
6	7	警備業	30 歳 代	被災者は、災害発生当日午前9時から宅地造成工事現場の警備業務に従事していた。午後3時頃現場作業が終了し、工事関係者が現場の片付けを行っていたとき、被災者が体調不良となったため、救急車で病院へ搬送した。しかし、翌日搬送先の病院において、熱中症による多臓器不全により死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は27.3（注2）。
7	7	農業	70 歳 代	被災者は災害発生当日、野菜畑において同僚とともに午前7時から草取り作業を行っていた。午後0時、各自の自家用車で自宅に戻って昼食と休憩をとるために一旦解散したが、その後、野菜畑に戻ってきた同僚によって、畑脇に駐車した被災者の車の運転席で、意識不明の状態で見つされた。
				・管轄監督署にて測定した作業現場のWBGT値は32.7であった。
8	7	鉄骨・鉄筋コンクリー ト造家屋建築工事業	40 歳 代	被災者は災害発生当日、住宅新築工事現場において、擁壁の型枠建込み作業中にけいれんを起こし倒れ、病院へ搬送されて入院中であつたが、約2ヶ月後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は28.1（注2）。
9	7	警備業	40 歳 代	被災者は災害発生当日、個人住宅の上水道引き込み工事現場において、道路誘導員として現場に入場していた。午前10時頃から体調が悪化し、呼びかけにも答えられないような状況となった。その後救急搬送されたが、4日後に死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.5（注2）。
10	7	鉄骨・鉄筋コンクリー ト造家屋建築工事業	40 歳 代	被災者は災害発生当日午前9時から気温30を超える状況でコンクリート打設作業にかかる左官工事を開始した。午後4時30分頃、被災者が屋上の作業場で倒れている状態で見つされ、救急車で病院に搬送されたが、午後12時頃に死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は28.8（注2）。

11	8	通信業	50歳代	倉庫作業場において、パレットからフリーローラーに荷物を降ろすピッキング作業に従事していた。午前の作業終了後に休憩に入り、休憩後に休憩室から出ようとしたところ、歩行不能となり病院へ救急搬送された。療養中であったが翌日死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.4（注2）。
12	8	通信業	50歳代	被災者は災害発生当日、車及び徒歩でフリーペーパーを配布中に、配布先の住宅の玄関先で倒れ、外出から帰宅した住人に発見された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.0（注2）。
13	8	その他の土木工事業	50歳代	被災者は災害発生当日、法面防護フェンスに絡んだつる草を鎌で刈り取る作業（除草作業）を終日行い、終業後帰宅しようとして事業場敷地内の駐輪場へ移動した。その後、駐輪場で意識不明の状態で見られているところを発見され、意識不明の状態が続いていたが、約1ヶ月半後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は26.9（注2）。
14	8	理業 その他の廃棄物処	40歳代	被災者は家庭ゴミの収集を行っていたが、午前11時頃に撮る全倒れた。ただちに病院に救急搬送されたが、約2時間後に死亡が確認された。当日は午前11時頃に既に気温が31を超えており、高温環境における作業であった。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.4（注2）。
15	8	その他の土木工事業	50歳代	被災者は災害発生当日、道路脇の草刈作業を行っていたが、午後4時20分頃に熱中症の症状が見られたため、休憩するよう指示を受けた。トラックで休憩するため、被災者は歩いて向かった。しかし、その後行方が分からなくなり、周囲を探したところ、近隣の建物の駐車スペースで意識の無い状態で発見された。その後、病院に搬送されたが、3日後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.2（注2）。
16	8	業 その他の建築工事	70歳代	被災者は災害発生当日、平屋建家屋の解体工事現場で、熱中症により倒れ、コンクリート床上に頭部を強打した。保護帽を着用していたが、あご紐が緩かったため、転倒時に外れた。病院に搬送され治療を受けていたが、頸髄損傷により7日後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.4（注2）。

（注1）平成30年1月末時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

（注2）現場でWBGTの測定が行われていなかった事例には、環境省熱中症予防サイトで公表されている現場近隣の観測所におけるWBGT値を参考値として示した。



# 熱中症を予防しましょう！

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

— 職場における熱中症死亡ゼロを目指して —

暑さが本格化する前から職場での熱中症対策の徹底を！

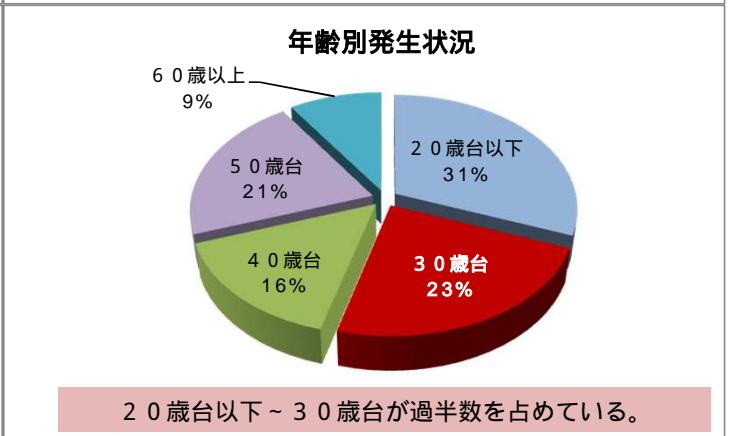
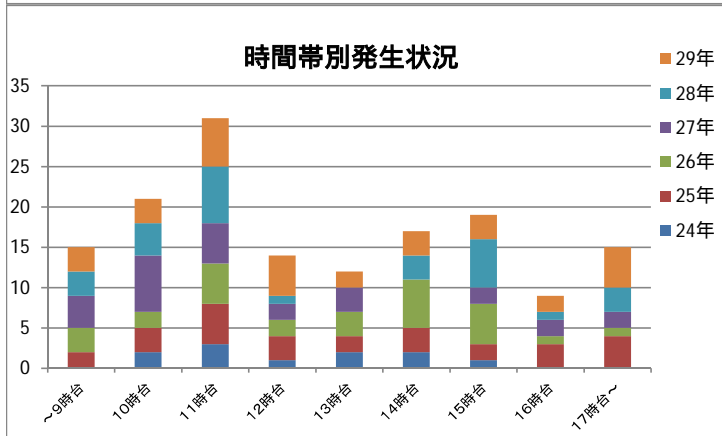
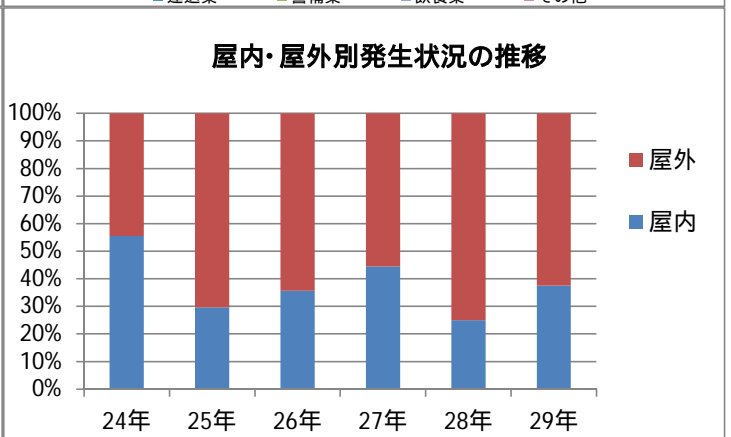
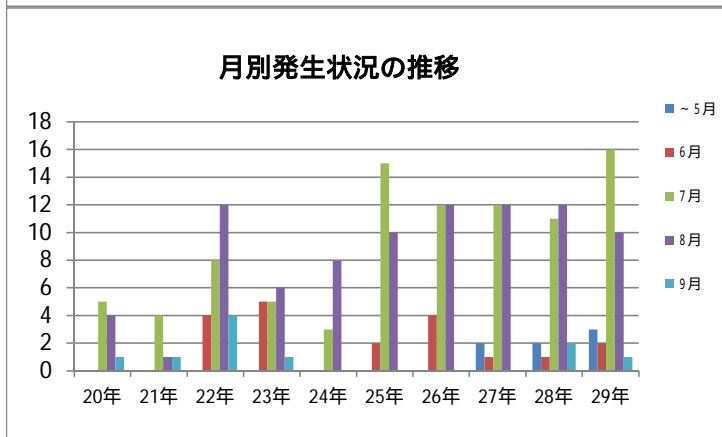
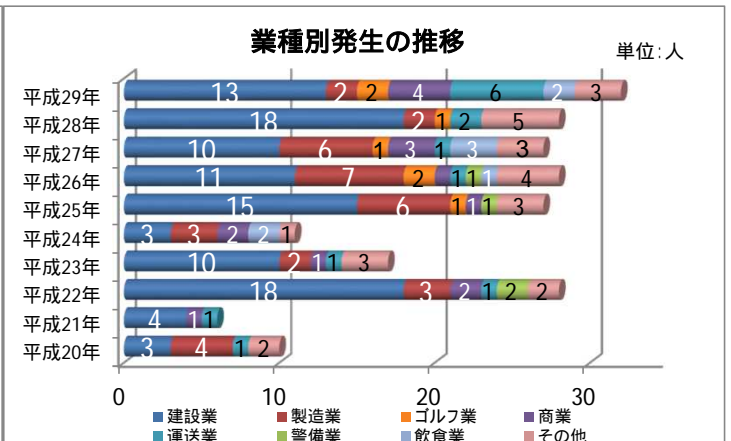
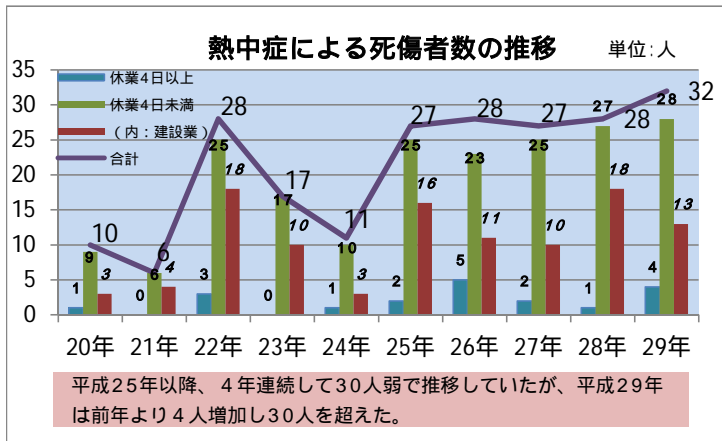
山梨労働局

山梨県内において熱中症により病院へ搬送され、業務上疾病の認定を受けた方は、平成29年は32名（休業4日未満28名、4日以上4名）と前年の28名（休業4日未満27名、4日以上1名）を上回り、建設業では減少したものの、運送業が大幅に増加しました。

直近では平成25年から4年連続して30件弱で推移していましたが、平成29年は前年より4件増加し32件発生しています。屋外作業において多く発生していますが、製造業、商業等の屋内作業でも約4割発生しています。

暑さが本格化する前からの熱中症対策を徹底しましょう。

厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。





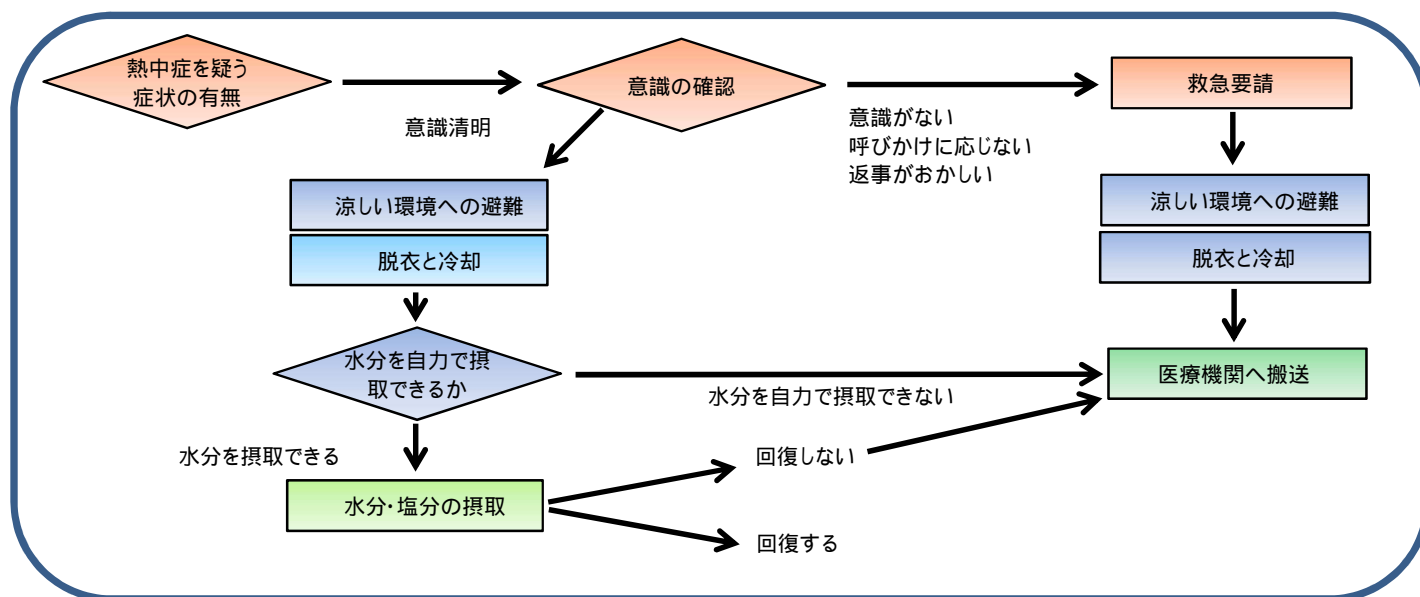
「熱中症」は、高温多湿な環境の中で作業や運動をすることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こす病気です。屋外だけでなく、室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。熱中症の予防のためにWBGT値を活用したり、労働衛生教育によって、労働者のための熱中症予防対策を行いましょう。

## 熱中症の症状と分類

分類	度	度	度
症状	めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温
重症度	小	大	

度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、  
度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

## 熱中症発生時の応急処置



## 現場で作業を進めるに当たっては、下記の事項にご留意ください

### WBGT値（暑さ指数）の活用

- ・ WBGT測定器については、JIS Z 8504又はJIS B 7922に適合したものを使用すること（精度確保）

### 休憩場所の整備等

- ・ 作業場所の近くに冷房等を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。

### 作業管理関係

- ・ WBGT基準値を大幅に超える場合は、原則作業を行わせないこと。
- ・ 作業を行わせる場合には、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定するとともに、作業中は労働者状況を頻繁に確認すること。
- ・ 当該労働者の熱への順化の有無を確認すること。
- ・ 水分及び塩分の摂取について、労働者に呼びかけることに加え、事務所を離れて作業する者に対しては、水分等の携行を励行し、さらに摂取状況を確認すること。
- ・ 労働者が便所に行きやすい職場環境の形成に努めること。

### 健康管理

- ・ 労働者の健康状態は、労働者の申出だけでなく、発汗の程度、行動の異常等についても確認すること。
- ・ 高温多湿作業場所で作業を行わせた場合には、作業終了時に当該労働者の体温測定ほか必要に応じ体温低下の措置を講じること。
- ・ 作業終了時の体温が平熱より相当程度高かった場合には、病院等に搬送することが望ましいこと。
- ・ あらかじめ、緊急時に直ちに熱中症に対応できる近隣の病院、診療所の情報を把握しておくこと。
- ・ 救急措置が円滑に実施されるよう、あらかじめ、救急措置の手順を作成し、関係者に周知すること。

ご不明な点などがございましたら、山梨労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

山梨労働局労働基準部健康安全課	055-225-2855
甲府労働基準監督署	055-224-5617
都留労働基準監督署	0554-43-2195
鵜沢労働基準監督署	0556-22-3181